

適合証明業務料金表(消費税込)

新 築 住 宅						
一 戸 建 て 等 (フラット35・財形住宅融資)						
設計検査申請		中間現場検査申請		竣工現場検査申請・適合証明申請		
単独	¥42,000	単独	¥20,000	単独	¥20,000	
当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合	¥42,000	当機関で基準法の中間検査と同時契約をされた場合	¥10,000	当機関で基準法の完了検査と同時契約をされた場合	¥10,000	
※ 住宅性能評価書等で省エネ基準が確認できる場合の設計検査申請の料金は¥20,000とします。						
※ 竣工特例をご利用の場合の料金は、設計検査及び竣工現場検査の料金を合計した額とします。						
共 同 建 て (1棟あたり)						
設計検査申請		設計検査申請 (住宅性能評価書等で省エネ基準が確認できる場合)		竣工現場検査申請・適合証明申請		
単独	¥42,000+ ¥2,000×対象住戸数	単独	¥20,000+ ¥2,000×対象住戸数	単独	20戸以下 ¥50,000	
					21戸以上 ¥50,000+10戸毎(20戸を超える戸数)¥5,000加算	
当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合	¥42,000+ ¥2,000×対象住戸数	当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合	¥20,000+ ¥2,000×対象住戸数	当機関で基準法の完了検査と同時契約をされた場合	20戸以下 ¥40,000	
					21戸以上 ¥40,000+10戸毎(20戸を超える戸数)¥4,000加算	
賃 貸 住 宅 (共同建て・重ね建て・連続建て) (1棟あたり)						
設計検査申請 (賃貸住宅融資・まちづくり融資)			竣工現場検査申請・適合証明申請 (賃貸住宅融資・まちづくり融資)			
単独	1戸～9戸	¥20,000	単独	1戸～19戸	¥30,000	
	10戸～19戸	¥30,000		20戸以上	¥50,000	断熱等性能等級 ¥25,000 (設計検査申請時)
	20戸以上	¥60,000				一次エネルギー消費量等級(断熱等性能等級を含む)または建築物エネルギー消費性能基準 ¥35,000 (設計検査申請時)
当機関で基準法の建築確認と同時契約をされた場合	1戸～9戸	¥20,000	当機関で基準法の完了検査と同時契約をされた場合	1戸～7戸	¥10,000	
	10戸～19戸	¥30,000		8戸～19戸	¥20,000	一次エネルギー消費量等級(断熱等性能等級を含む)または建築物エネルギー消費性能基準 ¥35,000 (設計検査申請時)
	20戸以上	¥60,000		20戸以上	¥40,000	
※ まちづくり融資で一戸建ての場合は、新築住宅の一戸建て等の設計検査申請または竣工現場検査申請と同じ額とします。						

※ 京都府南丹市以北、大阪府、奈良県の中古住宅、新築住宅(単独申請)の中間、竣工現場検査は、遠隔地経費としてそれぞれ別途¥20,000を申し受けます。(ただし、住宅性能評価(建設評価)の検査と同時に実施する場合は除きます。)

※ ポイントは、各検査申請の料金を合計した額により次のとおりとします。

～¥10,000 1P ～¥20,000 2P ～¥50,000 3P ～¥100,000 6P ～¥300,000 10P

※ フラット35Sをご利用の場合は、下表の金額を加算して下さい。ただし、設計住宅性能評価(当機関に申請)で所定の等級を取得している場合の設計検査料金は、加算なしとします。

(消費税込)

住宅の種類	金利プラン	選択性能	設計検査
一戸建て	Bプラン (優良な住宅基準)	省エネルギー性	¥10,000
		耐震性	¥25,000
		バリアフリー性	¥25,000
		耐久性・可変性	¥25,000
	Aプラン (特に優良な住宅基準)	省エネルギー性	¥10,000(*2)
		耐震性	¥25,000
		バリアフリー性	¥25,000
		耐久性・可変性(認定長期優良住宅)	—(*3)
共同建て	Bプラン (優良な住宅基準)	省エネルギー性	¥10,000(1戸当り)
		耐震性	¥200,000(1棟当り)
		バリアフリー性	¥25,000(1戸当り)
		耐久性・可変性	¥25,000(1戸当り)
	Aプラン (特に優良な住宅基準)	省エネルギー性	¥10,000(1戸当り)(*2)
		耐震性	¥200,000(1棟当り)
		バリアフリー性	¥25,000(1戸当り)
		耐久性・可変性(認定長期優良住宅)	—(*3)
(*1)フラット35S(ZEH)の場合は加算の必要はありませんが、BELS評価書・申請書(写し)の提出が必要です。 (*2)認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅の場合は加算の必要はありませんが、それぞれの基準に適合することを証する書面(写し)の提出が必要です。 (*3)加算の必要はありませんが、長期優良住宅としての認定通知書(写し)の提出が必要です。			